

カ合會ハ最ニ選舉資格ヲ三國ニ低下擴張
セリト誇レトモ自党ノ為メニ有利ナル小選
舉制採用シタルニアラヌヤト小選舉區制
ノ種々ノ弊害多キヲ述ヘタル後政友會ノ
陣容ニ既ニ見ヘ透ヒタルヲ以テ今一息ノ養
奮ヲ乞フ云々

一 普通選ト政友會
代議士 濱田 國松

大衆ノ產物ハ平和ト平等トノ要求ニ外ナラヌ
普通選ノ要求ハ政治ノ平等ヲ要求セムトス
ルモノナラズ頑冥ナル政友會ニ在野党ノ
猛襲ニ恐レ一昨來種々投票シテ否決ノ理
由ヲ考ヘテ居ル曰ク現行衆議院選舉法ハ政
正後大正九年度ニ一度實施シタルノコトヲ其
利害カ判明セサルニ付今臨時改正セスト又府
縣選舉法ヲ改正シテ後衆議院選舉法ニ及
ホスヲ願フトスト又普通選實行ニハ相當ノ

準備ト教育ヲ要ストノ三説アルモ之レ吾人
ヲ瞞着セントスルモノナリ而カニ府縣ノ如
クハ地方自治ニシテ只歳入出ヲ議スルモノ
ト國民ノ自由生命財産權利ノ関ルモノ
トハ大ナル相違アリ政友會ハ時代錯誤ナ
リ宜シク之ヲ打破セザル可カラスト論セリ

代議士 島田 三郎

一 普通選舉ハ研究ノ時代ヲハナイ實行ノ時
代ナル然ルニ頑冥ナル或ルモノハ之レヲ阻
礙セントシテ居ル小數特選ノモノハ、之レヲリ
選マラルハ、黨ノ代表者ニ非ラズ此問題ハ
今日始マリタルニテラズ先帝五ヶ條ノ誓文
ニ後ニシテ之ヲ拒ムハ先帝ニ及スルモノナリ
糾纏者ニアラザレハ選舉權ナレトハ人ヲ後
ニシテ財産ヲ先ニスルモノニシテ顛倒ニ甚
クシ又歐米ニハ婦人ニ及既ニ參政權ヲ與ヘ
居レリト普通選舉ノ必要實施促進ヲ誇